

令和3年第4回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和3年5月21日
午前 10時30分開会
午前 11時50分閉会
場 所 中頓別町役場大会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

佐藤 秀樹、西 一彦、石井 進、石橋 美代子藤田 健一、石黒 和浩
森川 健一 7名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

0名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志

4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也

5 議 事

報告第1号 農地転用に係る完了届について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 土地の現況証明書について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)

6 その他

(1) 今後の予定について

①令和3年度全国農業委員会会長大会

令和3年5月25日(火) 13:30～15:30

YouTubeによる配信

②市町村農業委員会職員基礎研修会

令和3年6月9日(水)～10日(木) (札幌市) 中止

令和3年6月14日(月)～15日(火) (札幌市) 中止

③第91回一般社団法人北海道農業会議総会

令和3年6月16日(水) 13時30分から (札幌市自治労会館)

④北海道農業者年金協議会第42回総会

令和3年6月17日(木) 14時00分から (札幌市自治労会館)

(2) その他

7. 閉 会

事務局長	ただ今から、令和3年第4回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。 まず始めに会長より挨拶をお願いします。
会長	(挨拶終了)
事務局	【欠席報告】 本日の欠席はありません。
事務局	【定数報告】 本日の出席委員は7名中7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。
議長	【議事録署名委員の指定】 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。 6番 石黒委員、1番 佐藤委員を指名いたします。 次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。
事務局	【会務報告】 (事務局より説明)
議長	会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。
委員	ありませんの声
議長	次に「農地等調査幹旋委員会報告」につきまして、農地等調査幹旋委員長より説明をお願いします。
農地等調査幹旋委員長	農地等調査幹旋委員会報告 令和3年第4回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。 第4回の開催日時は令和3年〇月〇〇日、〇〇時から〇〇時まで、開催場所は中頓別町役場、参集範囲は農地等調査幹旋委員4名で開催しました。

協議案件は、非農地と推測される現地確認3件と、農地法第4条許可案件1件による現地確認を行うこととしました。

(1) 現況証明願 ○○○○○、○○○○、○○○○

(2) 農地法第4条 ○○○○○○○○○

本件件につきましては、本総会議案第2号及び議案第3号の案件でありますので、議事の進行に伴い、報告することとします。

令和3年5月21日

農地等調査幹旋委員会 委員長

議長

ありがとうございました。以上報告が終わりました。報告にありましたように承認事項について、議事の進行に伴い審議することとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。
報告第1号「農地転用に係る完了届について」を議題といたします。内容について事務局から報告願います。

事務局

報告第1号「農地転用に係る完了届について」をご説明致します。
農地法第5条の規定による農地転用事業に係る完了届があったので、報告する。令和3年5月21日提出、中頓別町農業委員会会長。
転用申請地の表示は、○○ ○○番○○から○○番○○までの○筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積合計は○○○○○㎡。土地所有者は、○○○○○番地○○さん、転用者は、○○○○○。転用目的はスキー場。許可指令年月日は、令和2年10月28日指令第1号、事業完了届年月日は、令和3年3月31日です。
以上で、報告第1号の説明と致します。

議長

ただ今、事務局から説明のありました件について、質疑はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質問がなければ、報告第1号を終わります。
続いて議案第1号「農地法第18条第6項に規定による通知について」を議題とします。内容について事務局より説明いたさせます。

議長

ご異議なしと認め、受付番号〇番については承認することに決しました。
続いて受付番号〇番の審議に入りますが、本案件につきましては、私に関連する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席いたします。議事につきましては、職務代理にお願いいたします。
ここで暫時休憩いたします。

(会長退席)

(職務代理議長席へ移動)

臨時議長

休憩前に戻り、議事をすすめます。それでは受付番号〇番、申請者〇〇〇〇さんの現況証明について、何かご質問ございませんか。

委員

ありませんの声

臨時議長

質疑なしと認め、受付番号〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

臨時議長

ご異議なしと認め、受付番号〇番については承認することに決しました。
ここで暫時休憩します。

(会長議席に着席)

臨時議長

休憩を解いて、会議を再開します。会長に報告致します。受付番号〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。
ここで暫時休憩します。

(職務代理議席へ移動)

(会長議長席へ移動)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。続いて受付番号〇番、申請者畑〇〇〇〇さんの現況証明について、何かご質問ございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、受付番号〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは農地法4条許可申請の〇番について何かご質問ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、申請番号〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、申請番号〇番については承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。農地法4条許可申請〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。

令和3年5月21日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号賃〇番、土地の表示は〇〇〇〇番〇と〇〇番〇の計〇筆、〇〇〇〇㎡であります。地目は公募・現況ともに畑ですが、〇〇番〇は公募は雑種地ですが現況は畑であります。賃貸料は〇〇〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は令和3年〇月〇〇日です。貸主は 〇〇〇〇さん。借主は〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇ha、労働力〇人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借の終期は令和〇年〇〇月〇〇日の〇年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

次に賃○番を説明いたします。

土地の表示は○○○○番○と○○番○の計○筆、○○○○㎡であります。地目は公募・現況ともにすべて畑であります。賃貸料は○○○○円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は令和3年○月○日です。貸主は ○○○さん。借主は○○○さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑○○○○ha、労働力○人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借の終期は令和3年○月○日の○年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

次に賃○番を説明いたします。

土地の表示は○○○○○番○と○○番○の計2筆、○○○○㎡であります。地目は公募・現況ともにすべて畑であります。賃貸料は○○○○円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は令和3年○月○日です。貸主は○○○○さん。借主は○○○○さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑○○○○ha、労働力○人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借の終期は令和○年○月○日の○年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

次に賃○○番を説明いたします。

土地の表示は別紙をご参照願います。○○○○○番○○○から○○○番○○○の計○筆、○○○○○○㎡であります。地目は公募・現況ともにすべて畑であります。賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は令和3年○月○日です。貸主は ○○○○。借主は○○○○さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑○○○○ha、労働力○人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借の終期は令和○年○月○日の○年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

次に賃○○番を説明いたします。土地の表示は、○○○○○番○○○○から○○番○○○、計○筆○○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和○年○月○日であります。貸主 ○○○○、借主 ○○○○○○さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地○○○○ha、労力○人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和3年○月○日から令和○年○月○日までの○年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

次に賃○○番を説明いたします。土地の表示は、○○○○○番○○○と字○○○○番○○○、計○筆○○○○○㎡であります。地目は登記簿現況ともに畑、賃貸料は○○○○○円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和○年○月○日であります。貸主 ○○○○、借主 ○○○○○さん。

貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地〇〇〇〇ha、労力〇人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までの〇年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

以上、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入ります。

まず賃〇番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへ利用集積計画賃貸借について何かご質問はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。

続いて賃〇番 〇〇〇さんから 〇〇〇さんへの利用集積計画賃貸借についてですが賃〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは賃〇番について何かご質問ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

次に賃〇番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの利用集積計画貸借について何かご質問はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇番については承認することに決しました。

続いて賃〇〇番 〇〇〇〇〇から 〇〇〇〇さんへの利用集積計画貸借についてですが、賃〇〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは賃〇〇番について何かご質問ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

続いて賃〇〇番 〇〇〇〇〇から 〇〇〇〇さんへの利用集積計画貸借について何かご質問はございませんか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。

続いて賃〇〇番 〇〇〇〇〇から 〇〇〇〇さんへの利用集積計画貸借についてですが、賃〇〇番につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは賃〇〇番について何かご質問ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

続いて議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について(下限面積の設定)」を議題といたします。

内容について、事務局から説明いたさせます。

事務局

それでは、議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について(下限面積の設定)」説明をいたします。

農地法第3条第2項第5項に定める下限面積の設定及び別段面積の設定について、審議を求める。

令和3年5月21日 提出 中頓別町農業委員会会長。

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴いまして、下限面積（別段の面積）を北海道知事に代わりまして農業委員会が毎年、設定または修正の必要性について審議することになっております。

農地を売買、賃貸などで利用権を取得しようとするときは、取得後の経営面積の合計が北海道では2ヘクタール以上とならなければ、原則、取得することはできません。これが、農地法第3条に定められている下限面積でございます。

下限面積設定の理由でございますが、農地法施行規則第17条第1項に基づき、北海道の下限面積である2ヘクタール未満の農地を耕作している農業経営体が全農業経営体のおおむね4割を超えていないため、別段の下限面積の設定は行わないとするもので、平成29年第3回総会において、それまでは設定していた下限面積の50aから北海道の下限面積である2haに見直しをしており、令和3年度においても、本農業委員会としての下限面積の設定は行わないこととするものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議長

議案第5号の「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」、事務局から説明が終わりました。何か、質疑意見等ございますか。

委員

ありませんの声

議長

質疑意見が無いようですので、議案第5号「農地法第3条第2項第5項に定める農地の設定について（下限面積の設定）」は承認することに決しました。

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。

それでは、7 その他（1）各今後の予定について事務局より説明願います。

事務局

（事務局説明）

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

次に（2）その他について、事務局および委員のみなさまから何かございますか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和3年第4回農業委員会総会を終了いたします。